

藤沢市行政評価要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政活動を評価し検証するための制度（以下「行政評価制度」という。）について、その基本的な理念及び方針その他の基本的な事項を定め、行政運営の改善及び適正化の推進並びに市民との協働に資することを目的とする。

(行政評価に関する基本理念)

第2条 行政評価制度による評価（以下「行政評価」という。）は、事務及び事業を統一的な手法によって評価を行うことで、本市の行政運営の改善を促し、市政の透明性を保つことを基本として行われるものとする。

(行政評価の基本方針)

第3条 行政評価は、次に掲げる基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 事務事業の方針、内容、成果、経費等を明らかにして市政の透明性を高めることにより市民への説明責任を果たすとともに、当該情報提供が端を発した市民との協働による行政運営への転換を図ること。
- (2) 行政運営に係る活動の成果及び経費を客観的なデータに基づいて把握し、当該活動の目標への達成度を最小の経費で最大の効果を上げるという視点から評価することにより、効率的な行政運営を目指すこと。
- (3) 評価という自己点検を通して行政活動の成果や経費及び目的を再認識し、また職員の政策形成能力の向上を図ること。

(評価の対象)

第4条 行政評価の対象は、各年度の予算（補正予算を含む）に計上された全ての事務事業とし、予算科目の説明を単位として、年度ごとに別に指定する。ただし、特別会計は会計を1つの事務事業とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、政策あるいは施策等を単位とした行政評価を実施することができる。

(評価の時期)

第5条 行政評価は、各年度の事業終了後の事後評価とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、予算決定前（事前評価）あるいは事業実施中（中間評価）等に評価を行うことができる。

(評価の種類)

第6条 行政評価は、次の区分によって実施する。

- (1) 事務事業評価
- (2) 外部評価
- (3) その他

(事務事業評価)

第7条 第4条第1項に規定する事務事業について、事務事業の方針、内容、成果、経費等を市民へ情報公開することを目的として、事業所管課は「事務事業評価シート」を作成する。

- 2 事業所管課は、作成した事務事業評価シートについて、事業所管部長の確認を受けたうえで、行政評価所管課長に提出するものとする。
- 3 事務事業評価シートの様式は、年度ごとに別に定める。

(外部評価)

第8条 市の行政活動を、市民の視点や行財政等の視点など、多様な視点により客観的に評価することで、効率的、効果的な事業構造への転換や手法の改善を図ることを目的に、外部評価を実施する。

- 2 外部評価は、行財政改革協議会においてその手法を定め、実施する。
- 3 外部評価の評価結果は、行財政改革協議会において整理し、市に報告する。

(評価結果の反映)

第9条 行政評価の結果は、施策の重点化、予算編成、事務事業の見直しによる業務改善等、市政の運営に反映させるものとする。

(評価結果の公表)

第10条 行政評価の結果は、行政評価所管課により、市民に分かりやすい方法で、速やかに公表するものとする。

(評価制度の改善)

第11条 行政評価は、実施の過程を通じてその改善と発展が図られるよう、継続的に制度の見直しを行う。

- 2 行財政改革協議会は、市長に対し、行政評価制度全般に関する意見を提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定による意見の提出があったときは、これを尊重した行政評

価へに見直しを図るものとする。

(庶務)

第 1 2 条 行政評価の実施にかかる庶務は、行政評価所管課において総括し、及び処理する。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、毎年度行政評価の所管課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。